

高知県重度心身障害児療養手当支給規程を次のとおり定める。

○高知県重度心身障害児療育手当支給規程

(昭和48年5月25日告示第254号)

改正 昭和50年9月27日告示第575号	昭和55年8月1日告示第507号	昭和56年7月24日告示第406号
昭和57年8月24日告示第513号	昭和57年10月1日告示第594号	昭和60年2月26日告示第151号
昭和60年7月19日告示第501号	昭和60年11月12日告示第756号	昭和61年6月5日告示第371号
昭和62年4月1日告示第215号の3	昭和63年6月17日告示第374号	平成2年5月18日告示第266号
平成3年5月7日告示第254号	平成4年5月12日告示第283号	平成5年5月6日告示第218号
平成6年7月5日告示第373号	平成7年4月1日告示第213号	平成8年4月1日告示第241号
平成11年3月30日告示第193号	平成12年7月14日告示第453号	平成12年11月28日告示第655号
平成18年9月26日告示第649号	平成18年9月29日告示第655号	平成24年3月30日告示第237号
平成25年4月1日告示第246号	平成26年3月25日告示第183号	平成26年12月26日告示第710号
平成29年3月28日告示第268号	令和3年3月26日告示号外第18号	

高知県重度心身障害児療育手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、精神又は身体に重度の障害を有する児童の療育及び介護に要する費用に充てるために重度心身障害児療育手当(以下「療育手当」という。)をその保護者に支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「重度心身障害児」とは、18歳未満であつて、別表に定める程度の障害の状態にある者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。第5条第1項において「特別手当法」という。)に規定する障害児福祉手当(以下「障害児福祉手当」という。)の受給資格者(障害児福祉手当の受給資格者であつて、その支給が停止されているものを除く。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所している者又は同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関に入院している者

2 この規程において「保護者」とは、重度心身障害児を現に監護する父又は母(当該児童を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として当該児童の生計を維持している1人をいう。)をいい、父母がない場合又は父母が当該児童を監護していない場合においては、当該児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持している者をいう。

(支給対象者)

第3条 療育手当は、重度心身障害児の保護者であって、県内に住所を有するものに対して支給する。

(療育手当の額)

第4条 療育手当の額は、重度心身障害児1人につき月額7,300円とする。

(支給の決定等)

第5条 療育手当を受けようとする者(以下この条において「支給申請者」という。)は、別記第1号様式による療育手当支給申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、特別手当法の規定により過去5年以内に特別児童扶養手当の支給の認定を受け、かつ、現に特別児童扶養手当の給付を受けている者(特別手当法第5条の規定により認定を受けようとしている者を含む。)にあつては、第1号から第3号までに掲げる書類の添付を要しない。

(1) 支給申請者が重度心身障害児を現に監護していることを証する書類

(2) 重度心身障害児が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合にあつては、身体障害者手帳の写し

(3) 重度心身障害児が知的障害の場合にあつては、別表に定める程度の障害の状態にあることに関する児童相談所長の判定書又は知事が別に定めるところにより交付する療育手帳の写し

(4) 障害児福祉手当の受給資格のないことを証する書面又は障害児福祉手当の支給を停止されていることを証する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請があつたときは、知事は、療育手当の受給資格の有無を審査して、支給を決定し、又は支給しないことを決定するものとし、別記第2号様式による療育手当支給(却下)決定通知書によりその旨を当該支給申請者に通知するものとする。

(支給期間及び支払期日)

第6条 療育手当の支給は、前条第1項の療育手当支給申請書を市町村が受理した日の属する月の翌月から始め、療育手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 療育手当は、毎年3月、7月及び11月の3期に、それぞれの月までの分を支給するものとする。

(届出の義務)

第7条 療育手当を受けている者(以下「受給者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに別記第3号様式による住所(氏名・支払希望金融機関)変更届により知事に届け出なければならない。

(1) 受給者の住所又は氏名を変更したとき。

(2) 支払希望金融機関を変更したとき。

(支給制限)

第8条 療育手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、その額の全部又は一部を支給しないことがある。

(1) 受給者が重度心身障害児の監護を怠っていると認められるとき。

(2) 受給者が正当な理由がなく第10条の規定による報告をしなかったとき。

(受給資格の喪失)

第9条 受給者は、療育手当を受給すべき理由が消滅したときには、速やかに別記第4号様式による療育手当受給資格喪失届により知事に届け出なければならない。

2 知事は、受給資格が消滅したときは、別記第5号様式による療育手当受給資格喪失通知書により当該受給者に通知するものとする。

(報告の義務)

第10条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(不正利得の返還)

第11条 知事は、偽りその他不正な手段により療育手当の支給を受けていた者がいるときは、その者に既に支給した療育手当の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、療育手当の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和48年5月25日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 昭和48年4月1日現在において、療育手当を受ける資格のある者であつて、知事が別に定める日までに第5条の規定に基づく療育手当支給申請書が知事に受理された者にあつては、第6条の規定にかかわらず、その者に対する手当は同年4月から支給する。

附 則(昭和 50 年 9 月 27 日告示第 575 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)第 4 条の規定は、昭和 50 年 10 月分以後の手当について適用し、同年 9 月分以前の手当については、なお従前の例による。
- 3 この告示施行の際現に手当の支給を受けている者のうち、改正後の規程の規定による手当の受給資格を有する者は、別に定める日までに改正後の規程第 5 条第 1 項第 5 号に規定する書面を知事に提出しなければならない。

附 則(昭和 55 年 8 月 1 日告示第 507 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和 55 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程第 4 条の規定は、昭和 55 年 8 月分以後の手当について適用し、同年 7 月分以前の手当については、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 7 月 24 日告示第 406 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程第 4 条の規定は、昭和 56 年 8 月分以後の手当について適用し、同年 7 月分以前の手当については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 8 月 24 日告示第 513 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 57 年 9 月分以後の手当について適用し、同年 8 月分以前の手当については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日告示第 594 号)

この告示は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 2 月 26 日告示第 151 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和 60 年 2 月 26 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 59 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和 59 年 5 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 7 月 19 日告示第 501 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和 60 年 7 月 19 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 60 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和 60 年 5 月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 11 月 12 日告示第 756 号)

この告示は、昭和 60 年 11 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 6 月 5 日告示第 371 号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、昭和 61 年 6 月 5 日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和61年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年4月1日告示第215号の3)

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月17日告示第374号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、昭和63年6月17日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和63年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成2年5月18日告示第266号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成2年5月18日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成2年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成3年5月7日告示第254号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成3年5月7日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成3年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成4年5月12日告示第283号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成4年5月12日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成4年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成5年5月6日告示第218号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成5年5月6日から施行し、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成5年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成6年7月5日告示第373号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成6年7月5日から施行し、この告示(第4条の改正規定に限る。)による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成6年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の高知県重度心身障害児療育手当支給規程別記様式は、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成7年4月1日告示第213号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成7年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日告示第241号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月30日告示第193号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定(「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める部分に限る。)は、同年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月以前の月分の重度心身障害児療育手当の額については、なお従前の例による。

附 則(平成12年7月14日告示第453号)

この告示は、平成12年7月14日から施行する。

附 則(平成12年11月28日告示第655号)

この告示は、平成12年11月28日から施行する。

附 則(平成18年9月26日告示第649号)

この告示は、平成18年9月26日から施行する。

附 則(平成18年9月29日告示第655号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第237号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第246号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日告示第 183 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日告示第 710 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の高知県重度心身障害児療育手当支給規程別記様式は、この告示による改正後の高知県重度心身障害児療育手当支給規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日告示第 268 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日告示号外第 18 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活を営むことが困難な程度のも
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別記第 1 号様式(第 5 条関係)

療育手当支給申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

療育手当支給・却下通知書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 7 条関係)

住所(氏名・支払希望金融機関)変更届

[別紙参照]

第 4 号様式(第 9 条関係)

療育手当受給資格喪失届

[別紙参照]

第 5 号様式(第 9 条関係)

療育手当受給資格喪失通知書

[別紙参照]